

## 長島町川床ふれあい広場施設の指定管理者募集要項

出水郡長島町は、長島町川床ふれあい広場施設の指定管理者（管理運営を実施する団体、以下「受託者」）を下記の要項で募集します。

### 1 指定管理者の募集の趣旨

長島町は、都市と農村との交流の場・ふれあいの場を確保するとともに、特産品の試食、販売、宣伝及び三世代交流健康増進を通じて、地域の連携を図り、併せて農村の活性化に資するために設置した施設について、効果的かつ効率的に対応するため公の施設に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民及び県内外からの顧客に対応すべくサービスの向上を図るために、地方自治法第244条の2第3項の規定により管理運営を指定管理者に委ねてきた。

現在の指定期間が、平成28年3月末日をもって満了することから、改めて条例に定める目的達成のため、本町の農林水産物等を使った加工品の開発・販売、地域食材をふんだんに使った飲食業が展開できる事業者等を募集する。

### 2 施設の概要

- (1) 施設の名称 長島町川床ふれあい広場施設
- (2) 所在地 鹿児島県出水郡長島町川床3444番地8
- (3) 施設の内容

・管理棟（前 食堂側）〔鉄筋コンクリート造・平屋建て〕建築面積215.773㎡（床面積200.21㎡）、加工施設59.76㎡、倉庫11.88㎡、配膳室11.9㎡、厨房10.65㎡、案内所3.22㎡、玄関ホール16.15㎡、試食試飲コーナー兼研修室86.65㎡

### 3 指定管理者が行う業務等

- (1) 施設の利用許可に関する業務。
- (2) 施設の利用料金の徴収及び減免に関する業務。
- (3) 施設の設備全般の維持に関する業務。
- (4) 施設の清掃・環境美化（トイレ・駐車場・法面を含む）に関する業務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、長島町又は受託者が必要と認める業務。

### 4 指定管理者の管理の期間

指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する月の翌月の1日（当該指定を受けた日が月の初日の場合、当該日）から起算して5年の間（指定を受けた日が年度途中の場合、5年に達する年度前の3月31日まで）とする。ただし、再指定を妨げない。

### 5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。（一定の団体であれば法人格は必ずしも必要でない。）

- ① 法人その他団体の所在地が町内であること。
- ② 地方自治法第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する者。
- ⑤ 町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 団体及び個人が税（国税、県民税及び町民税等）を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。

### 6 指定管理料及び施設の維持修繕費等について

- (1) 指定管理料・施設の維持修繕費等の負担について

指定管理料の発生はしませんが、施設の維持修繕費については、概ね次のとおりとします。また、詳細については契約に際し双方協議の上、協定書を締結することとします。

- ① 指定管理者は、施設の管理運営上発生した施設改修・修繕の義務を負うものとなりますが、天災その他自然災害に対処した改修・修繕については双方で協議して処理することとします。

- ② 資産となるべきものに係る経費については原則として町が負担するものとし、維持修繕経費については、指定管理者が負担することとします。
- ③ 上記の維持修繕経費のうち1件50万円以上の本体に係る経費については本町において負担することができることとします。
- ④ 施設の管理運営上発生する光熱水費相当分については、指定管理者が負担することとします。

## (2) 施設整備に係る投資負担金について

応募法人の中から提出いただいた事業計画の中で新たな施設整備について、本町が負担すべきものがあつた場合は投資負担金を支払っていただく場合があります。その際、双方で協議して負担金の配分を協議することとします。

## 7 指定管理者の条件

長島町は、「長島町川床ふれあい広場施設」の管理運営について、次の条件を付すこととし、契約時に協定書を締結することとします。

また、指定管理者は、これらの条件のほか、食品衛生法に基づく調理業・製造業・処理業・販売業を始めとする関係法令及び通知について遵守しなければなりません。

### (1) 施設の管理運営に関すること

- ア 指定管理委託を受けた法人等自らが、施設を管理運営すること。
- イ 町の方針、施策を理解し、積極的に協力すること。
- ウ 指定管理財産は、食品衛生法に基づく調理業・製造業・処理業・販売業に関連する営業以外の目的に使用しないこと。
- エ 非常災害（火災・地震・風水害・不審者侵入）に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、非常災害に備えるため、定期的に防災、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- オ 調理業・販売業に係るサービスの向上に努め、利益の追求のみに追われることなく、本町の活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。

## 8 応募書類

応募申込については、次の書類を提出してください。なお、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。

### (1) 提出書類

- ア 指定管理者の指定申請書（別記様式）
- イ 法人又は団体に関する書類
  - ① 法人定款又は団体等の規約（写し）
  - ② 法人又は団体の概要及び役員構成等
  - ③ 過去3カ年の納税証明書（団体の場合は代表者の納税証明書）
  - ④ 登記簿謄本（法人）
  - ⑤ 印鑑証明書（法人）
  - ⑥ 法人の財務状況に関する書類又は申請者の経営状況を説明する書類
  - ⑦ 資格免許を証明するもの（写し）
- ウ 管理運営の計画書（書式自由）
- エ 管理に係る収支計画書
- オ その他町長が必要と認める書類

### (2) 留意事項

- ア 提出された書類の内容は、変更することができません。
- イ 次に該当する場合、応募は無効とします。

- ① 応募書類に虚偽の記載がある場合
- ② 応募書類を提出期間内に提出しなかった場合
- ③ 応募書類に記名押印がない場合

ウ 応募書類は次のとおり取扱います。

- ① 提出書類は返却しません。
- ② 提出書類は、必要に応じて複写することがあります。（使用は選定委員会に限る。）
- ③ 提出書類は、情報公開により開示することがあります。
- ④ 指定管理者選定委員会で選定する。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担となります。

### (3) 応募書類の受付

- ア 提出期限 平成29年4月27日（金）
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土、日曜日、祝日は除きます。）
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- エ 提出先 〒899-1395 鹿児島県出水郡長島町指江787番地  
長島町役場 農林課  
TEL 0996-88-5670
- オ 提出書類 指定管理者の指定申請書（別記様式）1部  
応募関係書類一式（A4サイズに統一すること）1部

## 9 選定方法及び指定管理者の指定

### (1) 選定の方法

- ア 指定管理者の候補法人の選定にあたっては選定委員会を設置し、審査します。
- イ 必要に応じ、応募のあった法人又は団体の代表者にヒアリングを行うことがあります。
- ウ 総合評価を行い、指定管理者候補法人又は団体を選定します。
- エ 選定委員会が選定した結果を町長に答申し、最終的には議会議決後に町長が指定管理者を決定します。

### (2) 留意事項

選定委員会委員に対して、選定に係る便宜の提供等を目的とした接触を禁止します。なお、上記の事実が認められた場合は、当該応募者は失格とします。

## 10 契約等

指定管理者決定後に町と指定管理者との間で協定書の締結を行います。

## 11 問い合わせ先

鹿児島県出水郡長島町指江787番地

長島町役場 農林課

TEL 0996-88-5670・FAX 0996-88-5198

長島町長 川 添 健 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

⑩

指定管理者の指定申請書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設名	
所在地	
提出書類	(1) 管理業務の計画書(書式自由) (2) 管理に係る収支計画書 (3) 申請者の経営状況を説明する書類 ① 前年度又は現在の納税証明書(団体の場合は代表者の納税証明書) ② 過去3か年の決算書(団体の場合は構成員の確定申告書の写し) (4) 申請者の人的能力を説明する書類 ① 登記簿謄本(法人) ② 法人又は団体の概要及び役員の構成等 ③ 法人定款又は団体等の規約(写し) ④ 資格免許を証明するもの(写し) (5) その他 ① 印鑑証明書(法人)
担当責任者	
連絡先	
その他	